

KITAHAMA^{PLUS} Vol. 14

北浜法律事務所 リーガルマガジン

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

特集

日米の法文化の違いから生じる 国際取引のトラブルとは？



国際関係法務／知的財産
争訟・紛争解決／労務／北米
下西 正孝 弁護士

国際関係法務
国際紛争解決（仲裁）／北米
児玉 実中 弁護士

国際関係法務／欧州／北米
国際紛争解決（仲裁・調停）
メステッキージエリー
外国法事務弁護士



法務 Troubleshooting 越境取引と米国輸出管理法

国際情勢が与える法規制の変化

米国における
ウィグル強制労働防止法の施行と
日本企業が留意すべきポイント

ビジネスパーソンのお休み時間

バージニア大学への留学

北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS

クライアントとともに。

北浜法律事務所
KITAHAMA PARTNERS
クライアントとともに。



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。
簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



特 集

日米の法文化の違いから生じる 国際取引のトラブルとは？

国際法務の重要性が高まる昨今。

北浜法律事務所NAPG(北米プラクティスグループ)には

米国で弁護士資格を取得し、

現地法律事務所勤務の経験をもつ弁護士が多数所属しています。

米国における豊富なネットワークを活かしながら

リーガルサービスを提供しているNAPGメンバーが

国際取引における留意点とリスク対策を語ります。

弁護士

児玉 実史

国際関係法務
国際紛争解決（仲裁）／北米

外国法事務
弁護士

メステッキー
ジェリー

国際関係法務／欧州／北米
国際紛争解決（仲裁・調停）

弁護士

下西 正孝

国際関係法務／知的財産
争訟・紛争解決／労務／北米

児玉 実史 弁護士

東京大学法学部卒。ニューヨーク、シンガポールでの実務経験を経てニューヨーク州弁護士登録。2007年より弁護士法人北浜法律事務所代表社員。複雑化・長期化・高額化しがちな国際紛争を、訴訟・仲裁・調停などのクライアントにとって最適な手段で解決する。国際案件の仲裁ができる数少ない専門家として企業の信頼が厚く、日本仲裁人協会理事、日本国際紛争解決センター事務局次長も務める。



Masafumi Kodama



メステッキー ジェリー 外国法事務弁護士

Jiri Mestecky

外国法事務弁護士(米国イリノイ州弁護士資格)で、大阪を拠点とする法律事務所にて初めての外国人パートナー。2003年から北浜法律事務所に在籍し、それ以前はイリノイ州のシカゴで6年間、日本や海外のクライアントに対して弁護士活動を行う。また、在日米商工会議所関西支部会頭も務め、長年、日本における国際的なビジネス界に深く関わっている。



Profile



下西 正孝 弁護士

Masataka Shitanishi

北浜法律事務所パートナー弁護士。日本、米国ニューヨーク州及びカリフォルニア州の弁護士資格を有する。グローバル企業の社内弁護士、米国、フィリピン及びマレーシアの法律事務所勤務、及び米国企業での執務経験があり、インバウンド、アウトバウンド案件のいずれにも対応可能。国際取引、労務、知的財産、訴訟の分野を中心に取り組んでいる。



Profile



KITAHAMA^{PLUS}

message

希望に満ち溢れた一年が幕を明けました。

2023年は、北米プラクティスグループのメンバーによる日米の法文化の違いをテーマにした特集からスタートします。

コロナ禍を乗り越え、国際取引が正常化に向け歩を進める一方、

国際情勢は混沌としており、先を見通すことが難しい状況です。

そのような中でも、ビジネスが足止めされることのないよう、

法文化の違いも含め、国際取引に関連する法規制をリアルタイムに把握することが肝要です。

本号が読者の皆様のお役に立てることを願っております。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏

法文化の認識と 米国を知るメン バーが依頼者に寄り添う。



NAPGは
深いビジネス理解で最適な
リーガルアドバイスをを行う。

メステッキ 北浜法律事務所は、北米ブラクティスグループ（以下「NAPG」）を擁しています。これは、国内外のクライアントに対して、アメリカ、カナダ、メキシコでの問題に関するリーガルサービスを提供するためのもので、日本の依頼者の北米地域へのアウトバウンド案件だけではなく、北米地域の依頼者の日本へのインバウンド案件も数多く対応しています。

児玉 NAPGの特色は、まず、メンバーです。アメリカの著名なロースクールへ留学し、ニューヨーク州、カリフォルニア州、ノースカロライナ州及びイリノイ州といった様々な州で弁護士資格を取って、アメリカ各地の法律事務所勤務した経験を有する弁護士が多数います。進出から人事労務、知財管理、紛争、倒産、撤退まで、幅広い法分野をカバーしています。米国出身で、事務所のパートナーでもある

ジェリーさんがNAPGのリーダーですが、ジェリーさんは、日本での経験もかなり長く、日本語はもちろん、日本の文化・慣習にも精通していて、依頼者の方々にいつも驚かれます。

メステッキ そうですね。私は13歳の夏に初来日して以来、日本に惹きつけられ、大学では藤原定家や与謝野晶子を研究していました。そこから弁護士を目指し、北浜法律事務所には2003年に入りました。在日米国商工会議所の関西支部の代表を務めた際には外資系企業の役員の方々といつも意見交換をするなどして、企業が抱えているビジネス上の問題点を理解するようにはしてきました。これはNAPGのメンバー全てに共通することで、企業のビジネスを理解してリーガルサービスを提供する点が強みなのです。

下西 確かに。NAPGには、私を含め、企業の法務部にて勤務した経験がある弁護士も多数在籍しています。この経験は貴重です。単に外部弁護士としてアドバイスするのではなく、企業の方々の目線に立つことができますか

ら。弁護士のアドバイスを踏まえて実際に社内でアクションを起こそうとする場面を想像してリーガルアドバイスをを行うことができるのです。

メステッキ NAPGは、北米地域を広くカバーする多数の現地法律事務所と、強いネットワークを有しています。彼らは日本企業ともよく仕事をしており、日本の依頼者のニーズを熟知しています。現地弁護士による対応が必要になる場合でも、案件の性質、専門分野、その他依頼者の費用感や希望等に応じて、現地法律事務所を使い分け、最も依頼者の利益にかなう形でワンストップ、かつシームレスに対応することができま

**国際取引のトラブルの多くは、
契約書に関する
考え方の違いから。**

下西 私たちがよく質問されることに、「日本企業が、北米地域、特にアメリカでビジネスを行う場合、特に気を付けておくべき点は？」というのがありますね。

メステッキ アメリカでは、法律分野も細分化・専門化されているので、各分野で様々な注意点があるかと思いますが、国際取引においては、日米で契約書に関する考え方が異なる点が多

く、それが原因でトラブルとなることが最も多いです。日本では、契約書に記載のない事態が発生した場合には、当事者間でまず話し合っ、常識的で穏便な解決を目指すという傾向があります。一方、アメリカでは、将来紛争になるおそれのある事項があるのであれば、できる限り契約書で明確に定めておくという傾向があります。紛争が顕在化すればすぐに訴訟等の法的手続が提起されるため、裁判所等の第三者が見てもその内容が明確になっているかどうか、という点が常に意識されます。そして、契約書に、少しでも自己に有利な規定を盛り込むと交渉します。このような根本的な考え方の違いを理解しておく必要がありますね。

児玉 私は国際仲裁などの国際的な紛争解決を専門にしていますが、契約書作成時点で、紛争解決条項をどのように定めるかという点についても注意が必要だと感じます。アメリカの裁判所で訴訟をすると、陪審制があるため結論が予想できない、証拠開示に莫大な時間と費用が掛かる、双方が自己に有利と思われる判例を無数に引用して応酬する、といった問題もあります。それらもあって、契約書において仲裁や調停を紛争解決方法として定めることも多いですが、当事務所では、仲裁地をどこにするか、交渉や調停の条項をど

う盛り込むかといったご相談にも、仲裁人や代理人としての経験を踏まえてアドバイスを差し上げています。

下西 いわゆる「グローバルモビリティ」（国際間の人事異動）に関する問題もあるように思います。例えば、アメリカでビジネスをするにあたって日本から現地に人を送る必要が生じ、現地のビザ取得が問題となってくる場合があります。アメリカでは昨今移民政策について厳格化しており、規制内容がよく変更されるため、いざ人を送ろうと思ってもビザの取得についてうまくいかず、ご相談をいただくこともあります。また、反対にすでにアメリカでビジネスを行っている企業が現地の優秀なアメリカ人を日本に呼び寄せたいという場合に相談を頂くこともあります。2022年10月からはコロナによる入国者制限も緩和されており、今後感染状況も落ち着きを見せてくれば、さらに「グローバルモビリティ」が活発化していくのではないかと思います。

メステッキ 北浜法律事務所では、「クライアントとともに」という理念を最も大切にしています。北米関係で問題が発生した場合など、法務担当者の方々はいろいろ不安に思われることも多いかと思いますが、私たち弁護士は、法務担当者の方々のかゆいところ

日米法務に精通した経験豊富な弁護士が、
的確なアドバイスを通じて
貴社のビジネスをサポートいたします。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990

<https://www.kitahama.or.jp/>





Relay column

国際情勢が与える法規制の変化

米国における ウイグル強制労働防止法の施行と 日本企業が留意すべきポイント

米国では、強制労働によって採掘、生産又は製造された製品の輸入を差し止める命令（WRO）が近年、多く発出されるようになっていきます（1930年関税法307条）。2021年1月には、新疆ウイグル自治区に由来する綿とトマトの輸入が全て禁止されるWROが発出され、ユニクロの綿シャツもロサンゼルスで差し止められました。同社は、再審査を申請し、原料の綿が中国外から調達され強制労働がない旨の説明をしましたが、証明が不十分として却下されました。

さらに、2022年6月に施行された「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）」によって、WROが発出されず

とも、原則として、同自治区が関与する製品の米国への輸入が禁止されることとなりました。すなわち、同自治区で一部でも生産・製造・採掘された製品は全て強制労働によるものと推定されることとなったのです。

日本企業としては、製品の輸入が差し止められないようにするためにも、平時から人権デューデリジェンスを実施し、自社のサプライチェーン上において製品が強制労働に依拠していないこと等を確認し、明確かつ説得力のある証拠を提出できるよう準備しておく必要性が高まっています。



Jun Kawanami

Profile



河浪 潤 弁護士

2012年大阪大学法学部法学科卒業。北浜法律事務所入所後、ハーバード・ロースクールへの留学、シンガポール・フィリピンの大手法律事務所での勤務を経験。海外、特に、東南アジア地域、その他の新興国への日本企業の進出・企業買収・進出後の紛争解決、国際商事取引に多く携わる。また、持続的な成長を見据えた企業が社会課題に取り組むため、ESG（環境・社会・ガバナンス）対応、特に「ビジネスと人権」の問題について、法的側面からサポートしている。

Have a little break

ビジネスパーソンの休憩時間

バージニア大学への留学

今年の夏より、バージニア大学ロースクールのLLMプログラムに参加しています。トマス・ジェファソンが創立したこの大学は、キャンパスが緑に溢れて美しく、また学生も優秀で、勉強に取り組むにはとても良い環境です。今学期は、M&Aに関連した授業やゼミを中心に受講しており、どれも大変興味深いものばかりです。英語でのやり取りにはまだ苦労しており、授業中に冷や汗をかくことも多々ありますが、クラスメイトと励まし合いながら日々過ごしています。



藤田 俊輔弁護士の

アメリカ
留学



藤田 俊輔 弁護士 Shunsuke Fujita



Profile



法務 Troubleshooting

越境取引と米国輸出管理法

File / 14

近年、米中通商関係の緊張が続く中、米国からの経済的圧力に伴い、2018年輸出管理改革法

（ECRA）とその下位規範である米国商務省が定める米国輸出管理規則（The Export Administration Regulations（EAR））の適用可能性が問題となるケースが増えています。

具体的には、日本企業が海外への越境取引をする場合に、ECRAが適用される可能性があります。

すなわち、同法は、米国から物品等を輸出する米国企業に対してだけでなく、いわゆる再輸出、つまり米国から輸入した物品等をさらに第三国に向けて輸出する際にその非米国企業（例えば、日本企業）や個人に対しても適用され得ます。

同法は、米国の国家安全保障を維持する観点から、米国政府が輸出を規制する必要がある品目を指定し、これらの輸出を制限ないし禁止する国、地域、輸入者等の仕向け先を指定して、その

対外輸出については許可を義務付けて、当該品目の輸出及び再輸出を規制しています。規制対

象となる物品は、①米国製品又は産品だけでなく、②外国製品又は産品で微量以上の規制対

象米国製品を含むもの、③規制対象である米国技術又はソフトウェアを用いて製造される外国

製品又は産品も含まれます。

輸出が規制される品目や仕向け先は、ECRAの下位規範であるEARにより具体化されています。

主に化学物質、コンピューター、センサー及びレーザーなど、兵器の開発に転用可能な品目が規

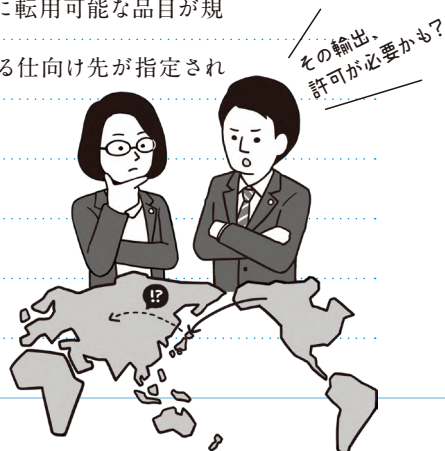
制対象品目とされており、また、品目に応じて、輸出が制限又は禁止される仕向け先が指定され

ています。

EARの規制対象となる品目や仕向け先等は日々アップデートされて

おり、その適用可能性について微妙な判断となる場合があります。詳

しくは専門家にご相談いただくことをお勧めします。



生田 美弥子 弁護士

Miyako Ikuta



Profile



クロスボーダーM&A、知財・データプライバシー、国際仲裁等を取り扱う。主に日本企業による欧米への出資・買収案件や海外のグループ会社に関する企業法務に強みを持つ。

山川 和也 弁護士

Kazuya Yamakawa



Profile



国際法務、渉外法務全般を取り扱う。最近では、日本企業による海外会社の買収案件、海外法人による日本国内での破産手続参加のサポートなどの案件を取り扱っている。